

健康文化

母子健康手帳 ―今昔―

森田 せつ子

わが国には、母子の健康を守る方途として母子健康制度があり、母子保健法に基づいて市町村が妊娠の届出をした者に対して交付をしている。妊娠中から出産・産後・育児期と学童期に至るまで、一貫して母と子の健康上の様々な事象を記録にとどめることができるようなスタイルになっている。母親にとっては自由に記載できる部分も多く、子どもの病気時には発達過程もみることができ病気の早期発見と一貫した健康管理、健康の保持増進に役立っている。世界的にも注目をあびている母子保健管理の一方法である。

平成11年度に新たな母子健康手帳が配布された。母子健康手帳の生まれた背景など、これまでの変遷を述べてみたい。

1. 母子健康手帳の変遷

1) 妊産婦手帳の時代

母子健康手帳の歴史は昭和17年に創設された妊産婦手帳に始まる。当時のわが国は第2次世界大戦前で国をあげての富国強兵の思想が強く、子どもは次の世代を背負う「小国民」と呼ばれ、『生めよ増やせよ』という標語のもとに出産が奨励されていた。昭和初期くらいまでは、妊娠中には妊娠確定時に医師及び助産婦の診断を受け、後は出産時に診察を受けるという状況が殆どであり、妊娠中のケアという概念が乏しく出産が無事であればよいという意識が一般的であった。

この昭和15年当時の妊産婦死亡率は、出生100,000対239.6であり、年間の妊婦死亡数は5,070人となっており、現代に比べると約65倍も高率であった。また、死産原因の20-30%を占める妊娠中毒症の早期発見と早期治療、早産の予防などに、妊娠中の管理が重要であり、とりわけ、死亡を減少するためには妊娠早期届出、施設分娩の徹底等が必要であった。

昭和17年7月、厚生省令をもって「妊産婦手帳規定」が交付され、世界で初めて妊産婦登録制度が発足した。其の規定の主な条項を紹介すると、

1条 妊産婦（産後1年以内のものを含む）及乳児の保健指導其の他保護の

徹底を図る為本令の定むる所に依り妊産婦に妊産婦手帳を交付す

7条 妊産婦は保健所、医師又は助産婦に就き力めて保健指導を受くべし
妊産婦は保健所、医師又は助産婦に診療、治療、保健指導又は分娩介助等を受けたるときは其の都度妊産婦手帳に診察、治療又は保健指導の要領、新産児の体重、在胎月数等の記載を受くべし保健婦に就き保健指導を受けたるとき亦之に準ず

9条 妊産婦手帳は行政庁の定むる所に依り妊産婦育児に関し必要なる物資の配給其の他妊産婦及び乳児保護の為必要ある場合に之を使用せしむるものとす

この妊産婦手帳の内容は、①表紙、②妊産婦の心得、③妊産婦・新生児健康状態欄、④分娩記事欄、⑤必要記事欄、⑥出産申告書、となっており四つ折り一枚のリーフレットに近いものであった。

当時は戦時下でさまざまなものが配給制度になっており、この手帳を持参すると米、出産用脱脂綿、腹帯用さらし、砂糖などの配給を受けることができた。⑥の出産申告書は現在の出生証明書に近いもので、これも提示によりミルクが手に入るというので届出が軌道にのり、当時の産婦の約70%が妊産婦手帳の交付を受けていたと推定される。

こうして爆発的に普及した妊産婦手帳は昭和20年の敗戦の混乱の中も生き続け通算6年間も妊婦の支えとしての役割を十分果たした。

この妊産婦手帳の成果は、これにより妊婦が妊娠中に医師・助産婦らによる健診が習慣づけられたことにあり、「手帳」という親しみやすい名称や、大きさも現在と同じハンドバックに入るサイズにするなどきわめて細かい配慮がされており、この妊産婦手帳こそが今日の母子健康手帳の始まり、原形ともいえる。

2) 母子手帳時代

第2次大戦後、昭和22年児童福祉法が成立、公布された。これに基づいて保健所を中心とした母子衛生行政が推進され、その一環として従来の妊産婦手帳が妊娠中から出産までしか記録ができなかったが、小児まで拡大して「母子手帳」とし、昭和23年にその様式が定められた。

母子手帳は子どもの健康チェックや予防接種の記録が付け加えられ、名前通り母と子のためのものとなった。その形式も全24頁に綴られ、手帳の名にふさわしい形になった。この母子手帳という名称は、内容訂正がいくつも加わりながら昭和40年まで19年間続いた。そのためか「母子健康手帳」と名前が変わった現在でも母子手帳という名称の方が親しみがもたれている。

この母子手帳の制作には妊産婦手帳の生みの親だった昭和22年に厚生省に新設された母子衛生課の初代課長瀬木三雄博士が深く関わり、妊産婦手帳及び母子手帳の創始者として偉大な遺産を残された。

母子手帳の具体的な効果の一つとして、入院（施設内）分娩の普及があった。昭和25年当時施設内分娩は4.5%に過ぎず、今日の99.9%と比較すれば施設内分娩と家庭分娩との割合がまさに逆転している。またそれに相応して妊産婦死亡率や周産期死亡率が激減している。

3) 母子健康手帳時代

昭和40年に母子保健法が成立したのに伴い「母子健康手帳」と改名され現在に至っている。

母子健康手帳は昭和45年、昭和46年、昭和48年、昭和52年、昭和55年、昭和62年に一部改正があり、全面改正は昭和51年、平成4年にみられた。

昭和51年の改正では、従来は医学的に細かい記載が多くされるような形であったが、妊婦（母親）たちの自主的な記録欄が増え、母と子の健康記録としての性格が強化された。

これは母子保健法の精神に則したもので、「妊婦は自ら進んで母子保健に関する知識の習得ならびに母性及び乳幼児の健康の保持増進につとめる」と述べられており、従来の消極的な姿勢から妊娠・出産・育児を自主的なものに変換しようという風潮に従ったものである。その一つに妊娠中の体重変化のグラフを自分でつけるようになったり、乳幼児の成長、発育過程記録の問答形式化等に伺われる。

平成3年には母子保健法の改正に伴い、手帳交付事務が市町村に委譲され、手帳を構成する記録（医学的記録、保護者等の記録）と情報（行政情報、保健・育児情報）のうち前者は施行規則様式第3条で定めることにより全国統一とし、後者を施行規則第7条中に、妊産婦の健康管理や新生児及び乳幼児の養育に必要な情報、予防接種に関する情報、母子保健に関する制度等についての情報などの記載項目のみを定め、内容については自治体裁量に委ねられた。このことにより、より地域的なきめ細かい情報がもりこめるようになった。

平成11年、最新知見による様式の見直しの必要性、幼児期からの肥満予防の重要性等から、一部改正された。

改正内容の主な事項として、①乳幼児突然死症候群対策について、②子育て支援に関する相談機関の情報提供、③働く女性の出産・育児を支援する制度に関しての情報提供、④母乳栄養について（乳幼児期の栄養を改訂：3ヶ月頃ま

ではなるべく母乳で)

以上のような経緯から、母子健康手帳制度は幾多の労苦の末、今日に至っている。

2. 愛知県における母子健康手帳

平成10年度に愛知県における母子健康手帳の使用実態を調査する機会があり、愛知県における母子健康手帳に関して、その課題の一部についてのべてみる。

①早期の妊娠届出が必要:大多数の妊婦は、満11週以下に受診をしているが、満11週以下早期の市町村への届出は全国より低く、最下位のレベルにある。

②記載状況は妊婦自身や子どもの記録は約80%と高いが、出産前後、産後、育児の不安、感想を記録する自由記載欄は半数と低い。

②外国人のための母子健康手帳の整備:日本に住む外国人が増加して、病院で出産をする妊婦の姿をみかけることが多くなった。愛知県における外国人登録者数は、1996年116,094人(8.2%)で東京都、大阪府について第3位にあり、届出時の国籍の第1位はフィリピン、第2位ブラジル、3位中国の順である。回答の得られた71市町村のうち妊娠届出のある市町村は56市町村、そのうち届出者が「毎月あり」21市町村。外国人向けの外国語併記の母子健康手帳を配布している市町村は26カ所であり、今後に向けて整備が必要と思われる。

3. おわりに

数次、改正を繰り返してきた母子健康手帳は平成12年4月までには整備され新しい内容を盛り込み登場してくる。一人の赤ちゃんのための1冊の手帳、ユニセフが世界で進めている子どもの成長カードは、出生後からの記録にとどまり、出生前の記録ができないことを考えると、日本の母子健康手帳の先見性に驚かされ、また、個人情報による本人による管理という現代的課題を先取りしたものと考えられる。世界の中でもこれだけ母子健康手帳が普及している国は非常に少ない。単に便利がよいから使うというだけではなく、常にその時代の母子にマッチできるように、母子健康手帳に関与してきた人たちの発想を学び、努力の跡を振り返ることの必要性を助産を担当する者として感じている。

(名古屋大学医学部教授・保健学科看護学専攻)